

【議案第5号】会則の改正「について

札幌市中央区幌西第3分区町内会会則

制定 昭和47年4月1日

改正 昭和52年7月9日、昭和54年7月20日、昭和59年5月1日
平成11年4月28日、平成16年4月27日、平成17年4月27日
平成18年4月17日、令和6年4月26日

第1章 名 称

第1条 本会は、札幌市中央区幌西第三分区町内会と称し、事務所を会長宅に置く。

第2章 組 織

第2条 本会は、南14条通り(米里行啓通り)以南の札幌市中央区南14条西16丁目、17丁目、18丁目と同南15条西17丁目、18丁目を区域とし、普通会员と特別会員で組織する。

- (1) 普通会员とは、当区域内に居住している者をいう。
- (2) 特別会員とは、当区域内で営業を営む事務所、事業所、商店、**駐車場**などの代表者で当区域内に居住していない者をいう。

第3章 目的及び事業

第3条 本会は、会員相互の融和親睦を図り、もって町内住民の福祉と社会連帯意識の高揚を図ることを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の部を設け会務を分担する。

- (1) 総務部 庶務全般の業務及び他の部に属さない事項に関すること。
- (2) **財務部** 金銭出納および**財務**会計に関すること。
- (3) 福祉部 社会福祉の向上に関すること。
- (4) 防犯部 防犯及び近隣の安全に関すること。
- (5) 防災部 防火防災及び近隣の安全に関すること。
- (6) 交通部 交通安全の実践に関すること。
- (7) **環境部** **環境衛生の美化、整備**に関すること。
- (8) 青少年部 青少年の健全な育成に関すること。
- (9) 保健部 保健衛生の充実にに関すること。
- (10) 女性部 女性活動の推進に関すること。
- (11) **厚生部** **体育文化の活動**に関すること。

第5条 本会は、前条の会務の遂行と会員相互の連絡を容易にするため班を設け、各班に班長、副班長を置く。

- (1) 班長は、各班において選出し、会長が委嘱する。
- (2) 副班長は、原則として前期の班長とし、会長が委嘱する。
- (3) 班長は、班内をとりまとめ、連絡、会費の徴収、**役員**の**推薦**その他の業務にあたる。
- (4) 副班長は、班長を補佐し、班長に事故がある時は、その職務を代行する。

第4章 役 員

第6条 本会に次の役員を置く。

- ・会長 1名
 - ・副会長 2名
 - ・監事 2名
 - ・部長 各部に1名。
 - ・副部長 必要に応じ置くことができる。
 - ・**サポーター** 必要に応じ置くことができる。
2. 役員任期は**1年**とする。ただし、再任を妨げない。
 3. 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

第7条 役員職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある時はその職務を代行する。
- (3) 監事は、会務の執行状況および会計を監査する。
- (4) 部長は、会務を分掌しその執行にあたる。
- (5) 副部長は、部長を補佐する。